島根県報

令和８年11月13日（金）
第　７７１　号
（毎週火・金曜日発行）
https://www.pref.shimane.lg.jp/

目　　次

【告　示】

指定施業要件の変更予定保安林　（森林整備課）　2

【公　告】

公共測量の終了　（技術管理課）　2

告　示

島根県告示第621号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の３において準用する同法第30条の２第１項の規定により告示する。

令和８年11月13日

島根県知事　丸　山　達　也

１　指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡美郷町明塚174－１、176－１、177－１

２　保安林として指定された目的

落石の危険の防止

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐は、択伐による。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公　告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第２項の規定により、次の公共測量は、令和８年10月29日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定により公告する。

令和８年11月13日

島根県知事　丸　山　達　也

１　作業種類

公共測量（基準点測量、現地測量及び路線測量）

２　作業期間

令和７年７月21日から令和８年10月29日まで

３　作業地域

邑智郡邑南町井原地内